

三世代同居・近居住宅支援事業補助金の補助対象確認



1 三世代同居・近居(チェック)

- 三世代同居
三世代以上のものが同一敷地内又は隣接する敷地に居住している。
- 三世代近居
三世代以上のものが同一の自治振興会の区域内(庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内)又は直線距離500mの範囲内に居住している。

2 補助対象者(チェック)

- 市内の住宅の新築工事等(建売住宅、中古住宅の購入含む)、増改築工事の契約者であること。
- 三世代家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- 三世代家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。
- 砺波市定住促進空き家利活用補助金の交付を受けていないこと。
- 補助金交付決定後、3年以上三世代同居・近居を継続すること。

3 補助対象工事(チェック)

- (同居の場合)平成27年4月1日以後に契約したもの。
(近居の場合)平成29年4月1日以後に契約したもの。
- 工事費用の合計額(税込み)が、50万円以上のもの。
- 敷地造成、附属屋、門、塀その他外構工事を除く。
- 賃貸用の用に供している、又は供する予定の住宅の工事を除く。
- 砺波市木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付を受けた住宅に係る工事を除く。
- 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた住宅に係る工事を除く。
- 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事を除く。
- 災害等による保険給付金の対象となる工事を除く。
- 三世代家庭に属する者が自ら施工する工事(その者が代表である法人事業者が施工するものを含む。)を除く。
- 砺波市高齢者が住みよい住宅改善支援事業(バリアフリー化)補助対象の工事を除く。
- 住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた住宅に係る工事を除く。

4 補助金の額

- (同居の場合)補助対象経費の1/10(千円未満切捨て)とし、20万円を限度とする。
- (近居の場合)補助対象経費の1/20(千円未満切捨て)とし、10万円を限度とする。

5 交付申請

- ・対象工事に要する費用の支払い完了日の翌日から起算して1年以内。

6 申請期間

- ・平成32年3月31日まで。